

第4次新温泉町定員適正化計画

令和7年4月

新温泉町

1 定員管理の基本的考え方、計画の位置付け

新温泉町は新町発足以来、行財政の健全化に向け、行財政改革大綱及び行財政改革実施計画を策定し、組織・機構及び事務事業の見直しなどの効率的な行政運営とあわせて、「第1次定員適正化計画」を平成17年に策定し、職員採用の抑制を図るなど職員数の削減に努めてきました。しかし、平成28年に策定しました「第2次定員適正化計画」では、団塊の世代による職員の大量退職を含め、計画以上に職員の減少が加速したことから、計画の後半には退職補充を行うとともに、公営企業会計部門にあっては専門職や技能労務職の採用を行うなど、職場の実態に応じて職員の確保にも取り組んできました。

その結果、令和2年4月1日の職員数は269人で、職員全体としては「第2次定員適正化計画」の起点時である平成27年4月1日の268人から横ばいの状態ですが、類似団体との比較対象となる普通会計職員にあっては154人で、「第2次定員適正化計画」の起点時の157人から3人の削減となり、目標数値の153人に対し概ね計画どおりの進捗となっています。

「第3次定員適正化計画」では、従前から行ってきた定員削減を前提とした定員管理が難しい状況を踏まえ、人口減少社会においても複雑・多様化する行政ニーズに対応するため、職員数を維持するよう計画を進めてきました。

しかしながら、令和5年度からはじまった公務員の定年年齢の段階的な引き上げにより、確実な職員数を把握することが困難となる一方、離職、転職が常態化する社会情勢の中、新規採用職員の確保に苦慮する状況があります。

このような状況を踏まえ、行政サービスのさらなる向上と効率的な行政運営を図るために必要な定員を確保するため、「第4次定員適正化計画」を策定します。

2 第1次～3次の定員適正化計画の成果

(1) 部門別職員数の推移

(単位：人)

区分		合併 時点	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
普通 会 計	議 会	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
	総務・企画	58	53	51	49	48	48	49	50	48	45	42
	税 務	13	13	13	13	13	13	12	11	11	11	9
	農林水産	20	18	17	15	16	16	17	17	17	17	16
	商 工	8	10	10	9	9	8	10	10	9	9	9
	土 木	13	15	15	12	11	11	11	11	12	11	11
	民 生	42	45	40	38	35	32	30	31	30	26	19
	衛 生	26	21	21	19	18	16	14	14	12	10	11
	一般行政計	183	178	170	158	153	147	146	146	141	131	119
	(目標数値)	183	178	—	—	—	155	—	—	—	—	123
	教育行政	47	46	44	44	42	42	41	38	38	38	38
	(目標数値)	47	46	—	—	—	45	—	—	—	—	42
	普通会計計	230	224	214	202	195	189	187	184	179	169	157
	(目標数値)	230	224	—	—	—	200	—	—	—	—	165
公 営 企 業 等 会 計	病 院	114	105	101	99	92	87	92	90	87	86	84
	水 道	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8
	下 水 道	7	7	6	5	5	5	5	6	4	4	3
	そ の 他	11	15	15	16	17	18	18	18	17	16	16
	公営企業等会計計	141	136	131	129	123	119	124	122	116	114	111
	(目標数値)	141	136	—	—	—	125	—	—	—	—	113
総 合 計	371	360	345	331	318	308	311	306	295	283	268	
(目標数値)	371	360	—	—	—	325	—	—	—	—	278	

第1次定員適正化計画

(単位：人)

区分		H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
普通 会 計	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総務・企画	40	39	39	42	41	40	42	42	43
	税 務	9	8	8	8	8	8	8	8	8
	農林水産	14	14	14	14	14	14	15	15	16
	商 工	9	10	8	7	8	8	8	10	10
	土 木	10	10	11	11	11	11	10	10	10
	民 生	19	22	21	21	25	27	26	23	24
	衛 生	11	9	9	10	9	10	10	12	10
	一般行政計	114	114	112	115	118	120	121	122	123
	(目標数値)	121	120	118	117	115	120	120	119	118
	教育行政	38	36	37	34	36	36	34	36	36
	(目標数値)	43	42	42	40	38	40	41	40	37
	普通会計計	152	150	149	149	154	156	155	158	159
	(目標数値)	164	162	160	157	153	160	161	159	155
公 営 企 業 等 会 計	病 院	86	86	85	83	89	89	91	95	98
	水 道	8	8	8	8	7	6	6	5	5
	下 水 道	3	3	3	3	4	4	4	4	4
	そ の 他	16	15	16	15	15	14	14	13	14
	公営企業等会計計	113	112	112	109	115	113	115	117	121
	(目標数値)	112	110	108	107	106	108	108	107	106
総合計	265	262	261	258	269	269	270	275	280	
(目標数値)	276	272	268	264	259	268	269	266	261	

第2次定員適正化計画

第3次定員適正化計画

※1 合併時点は平成17年10月1日現在の職員数（暫定数値）で、その他の年は4月1日現在の職員数です。

※2 部門区分は「地方公共団体定員管理調査」（総務省）によるものです。

- ・ 一般行政：職員合計数（出向除く）から教育及び公営企業等会計を除いた職員数
- ・ 公営企業等：病院（診療所含む）、水道、下水道、その他（国保、後期高齢、介護保険等）に属する職員数

(2) 類似団体職員数との比較

「類似団体別職員数」とは、人口規模と産業構造を基準に団体を分類した後、団体の人口及び職員数を用いて、各分類の人口1万人当たりの職員数を加重平均により算出し、指標化したものです。また、実施事業にばらつきのある病院や水道事業等の公営企業等会計部門は除外し、普通会計、一般行政部門を比較対象としています。

比較の方法としては、部門ごとに同類型の全国自治体の単純な平均値を用いて職員数を比較する「単純値」による比較のほか、業務のない小部門を除外した「修正値」による比較も可能となっています。

「単純値」の場合、本町のように消防業務の広域化等により、中部門又は小部門に職員が配置されていない団体は、それらに配置されている団体よりも職員数が少なく算出されることとなります。このため、当該中部門、小部門に職員を配置している団体のみを対象として、類似団体ごとに人口1万人当たりの職員数を算出する「修正値」のほうが、より細かい分類で比較できるため、「修正値」での数値を基本に比較対照を行うこととしています。

それによると、令和5年4月1日現在における本町の普通会計部門の職員数は158人で、「修正値」により算出した162人より4人少ない値となっています。令和6年4月1日時点では159人に増えていますが、職員数の大きな増減はありません。

人口減少による影響といたしましては、定員管理調査における類型区分の変更があげられます。本町の住民基本台帳による人口が15,000人を割ったことに伴い、平成30年調査から類似団体の類型区分が「Ⅳ」から「Ⅲ」へ変更されました。これにより、「Ⅳ」の類型では人口の少ない団体に位置し、人口1万人当たりの職員数も他の団体より少ない数値で算出されていましたが、「Ⅲ」の類型では逆に人口の多い団体に位置し、人口1万人当たりの職員数も他の団体より多い数値で算出されるため、現在は「修正値」による職員数が超過するといった状況が生じています。こうした超過傾向がしばらく続くものの、人口減少が進む中で、やがて超過傾向から現時点の職員数と同規模となることが見込まれます。

【本町の令和6年4月1日時点における類型区分】

本町は、区分Ⅲ－2（人口1万人～1万5千人、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上）に分類される団体で、類似団体は67団体あります。

類似団体別職員数との部門別比較（単純値・修正値）

（単位：人）

部門 \ 区分	職員数	単純値による比較		修正値による比較	
		単純値	超過数	修正値	超過数
議 会	2	2	0	2	0
総務・企画	42	37	5	39	3
税 務	8	10	▲2	10	▲2
民 生	23	30	▲7	35	▲12
衛 生	12	13	▲1	20	▲8
農林水産	15	10	5	12	3
商 工	10	5	5	6	4
土 木	10	11	▲1	11	▲1
一般行政計	122	118	4	135	▲13
教 育	36	22	14	27	9
消 防		3	▲3		
特別行政計	36	25	11	27	9
普通会計計	158	143	15	162	▲4

令和5年4月1日基準で算出

3 定員適正化計画の内容

（1）計画の期間

計画期間については、令和7年4月1日を起点とし、令和12年4月1日までの5年間としますが、この計画期間中に公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられます。この期間中においては、職員の退職人数等の想定が困難なため、現在の職員数を維持するよう採用計画を立てることとします。

（2）計画の範囲

計画の範囲は普通会計部門とし、目標の設定については、類似団体の職員規模になるよう設定することとします。

(3) 定員管理の基本方針

令和5年4月1日時点の職員数は158人で、「修正値」による類似団体の職員数より低い数値で推移していますが、近年の住民基本台帳による人口の減少状況と直近の「修正値」による中分類及び小分類の数値を用いて、概ね5年後の類似団体の職員数を算出すると、現在の本町職員数とほぼ同規模になると推測しています。

このことを踏まえ、本計画の策定にあっては、人件費の状況及び類似団体の職員数との比較を行うほか、事務事業の効率化や職員の公務能率向上を図るなど、現行の職員数を維持していく中で住民の求める質の高い行政サービスの提供に努めます。

(4) 適正化目標

令和7年度から令和11年度における普通会計職員の退職者を20人見込んでいます。これに対し、新規採用者を19人見込んで、計画期間の5年間でほぼ現状維持に努めることとし、令和12年4月1日現在の普通会計職員数を158人に設定します。

なお、職員の採用については、退職者補充を基本とするものの、専門職や技能労務職にあっては、退職を見越した前倒しの採用により、円滑な引継ぎの実施に努めるほか、職種ごとに業務の必要性を精査した上で職員の削減や増員を行うなど、職員数を維持する中で効率的な採用に取り組むこととします。

また、令和5年度から地方公務員の定年についても段階的に引き上げられており、単年度ごとの退職補充ではなく、概ね10年間の退職者を見越して平均的に毎年採用するなど、年齢構成の平準化についても取り組むこととします。

(5) 主な定員適正化の手法

① 効率的な業務執行体制

人口減少下において、複雑・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、組織・機構のあり方について随時検討するほか、事務事業の見直しを進め、限られた人員の中で効率的な業務執行体制を目指します。

② デジタル化の推進

行政のデジタル化を推進し、来庁せずに手続や申請が可能となるように行政手続のオンライン化を進めるとともに、AI等の導入による行政サービスの向上・業務効率化を図ります。

③ 人事評価制度と人材育成

人事評価制度の充実を図り、研修の受講による能力開発、個人の適性に応じ

た人事配置への活用、さらには職員一人ひとりのモチベーションと組織全体の士気の向上など、人材育成の強化に繋げていきます。

④ 再任用制度の活用

再任用制度には、正規職員と同様の勤務時間となる「再任用フルタイム勤務職員」と「再任用短時間勤務職員」の2つの勤務形態があります。

また、60歳到達以降、引き下げられた定年年齢前に一旦退職し、再度短時間勤務の職として再任用される「定年前再任用短時間勤務」があります。

この制度を活用し、経験豊かな職員の確保に努めます。基本的には短時間勤務を前提としますが、専門性や人事配置等により、必要に応じてフルタイム勤務での任用を行うこととします。

⑤ 任期付職員の活用

特に高度の専門性を必要とする資格職等の任用により、資格職等の人員不足の解消に努めます。

⑥ 会計年度任用職員の活用

会計年度任用職員は安定した行政サービスを提供する上で不可欠な存在です。任用にあたっては、パートタイム勤務を基本とし、業務内容に応じてフルタイム勤務での任用を行うこととします。

(6) 定員管理の年次別数値目標 (普通会計職員)

(単位：人)

区 分		令6	令7	令8	令9	令10	令11	令12
年度当初 職員数	一般行政	123	123	123	124	123	123	122
	特別行政 (教育)	36	36	36	36	36	36	36
	普通会計 計	159	159	159	160	159	159	158
年度末 60歳到達者及 び退職者数	一般行政	7	4	2	6	3	4	
	特別行政 (教育)	0	0	0	1	0	0	
	普通会計 計	7	4	2	7	3	4	
次年度 採用予定者数	一般行政	7	4	3	5	3	3	
	特別行政 (教育)	0	0	0	1	0	0	
	普通会計 計	7	4	3	6	3	3	

※ 年度当初職員－年度末60歳到達者及び退職者数＋次年度採用予定者数＝次年度の当初職員数